

野々市市議会基本条例（原案）に対するパブリックコメントの実施について

野々市市議会では、令和元年9月に議会改革・活性化特別委員会を設置し、議会基本条例の制定及び議会改革・活性化に関する諸問題について総合的な調査、対策の検討を重ね、このたび、「野々市市議会基本条例」を制定することとしました。

この条例は、二元代表制の下、議会活動及び議員活動の充実と活性化のために必要な基本的な事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民生活の向上に寄与することを目的としています。

この「野々市市議会基本条例（原案）」をより良いものとするため、広く市民の皆様からご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

様々な視点から、ご意見等をお寄せください。

1 パブリックコメントの対象

「野々市市議会基本条例（原案）」とします。

2 意見等募集の期間

令和2年12月21日（月）から令和3年1月20日（水）まで

3 意見等を提出できる方

- 野々市市に住所のある方
- 野々市市内の事務所や事業所にお勤めの方
- 野々市市に事務所や事業所をお持ちの方
- 野々市市の学校に在学される方
- その他、野々市市議会基本条例の制定により利害関係を生ずる個人又は法人

4 意見等の提出方法

郵送、電子メール、ファックス又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。応募には、氏名、住所、年齢、本条例（原案）に対する意見等を記載してください。（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名、事務所又は事業所の所在地を記載。）

なお、電話や口頭での意見等の募集には応じません。

必要事項が記載されていない場合には、意見等として取り扱わない場合があります。

5 条例（原案）の閲覧と意見等募集用紙の入手方法

条例（原案）と意見等募集の様式は、次の方法で閲覧・入手することができます。

（1）インターネットによる閲覧・ダウンロード

・野々市市議会ホームページ

（2）窓口での閲覧・配布

・野々市市役所 2階 議会事務局 窓口

6 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市議会の考え方、また、意見等を受けて本条例（原案）を修正した場合には、その修正箇所等を野々市市議会ホームページに掲載し、お知らせします。

掲載の時期については、令和3年2月を目途とします。

なお、ご意見等をいただいた方の氏名、住所、年齢は公表しません。

7 意見等の提出先

次のいずれかの方法により提出してください。

【郵送による場合】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地
野々市市議会事務局 庶務調査係

【電子メールによる場合】

gikai@city.nonoichi.lg.jp

【ファックスによる場合】

宛先 野々市市議会事務局 庶務調査係
ファックス番号 076(227)6257

【文書持参の場合】

野々市市役所2階 議会事務局 庶務調査係までお持ちください。

8 その他

- 提出されたご意見等について、提出者個人への回答はしません。
- 提出されたご意見等のうち、類似したご意見等については、趣旨が変わらない程度に編集し、取りまとめた上で公表する場合があります。
- パブリックコメントの募集は、具体的にご意見等の収集を目的としています。募集内容とは明らかに関係のないご意見等や、明らかに悪意を持ったご意見等であると判断される場合には、このパブリックコメントに対する意見等として取り扱いません。
- お預かりした個人情報は、野々市市個人情報保護条例に基づき適正に管理し、公表することはありません。